

新型コロナウイルスに関する注意喚起
(その14：不要不急の渡航中止勧告の延長)

令和2年4月3日
在スウェーデン日本国大使館

【ポイント】

- 4月3日、スウェーデン外務省は、すべての国への不要不急な渡航を行わないようにとの勧告を6月15日まで延長しました。
- 現時点で日本人のスウェーデンからの出国は制限されていませんが、航空便の運航等に関する情報は頻繁に変更されるため、航空会社のホームページなどで最新情報を確認してください。

【本文】

1 4月3日、スウェーデン外務省は、新型コロナウイルスの広範な感染拡大及び旅行者にとって急速に変化する不確実な状況にかんがみ、3月14日の勧告の6月15日までの延長を決定しました。個別の国及び地域を対象にした、すべての渡航を行わないようにとの勧告は引き続き有効です。なお、スウェーデン外務省は、6月15日の時点で状況を再評価するとしています。

スウェーデン外務省プレスリリース（英語）

<https://www.government.se/press-releases/2020/04/the-ministry-for-foreign-affairs-advises-against-travel-to-all-countries-up-to-15-june-2020/>

2 日本へのご帰国を予定されている方は、フライト等が刻々と変更されていますので、各航空会社等から最新の情報をご確認ください。

また、日本到着後の待機場所や移動手段については、以下のリンクを参照願います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q4-1

スウェーデンに渡航・滞在中の皆様におかれましては、引き続き手洗い・うがいを励行し、咳エチケットの徹底をはかるとともに、人混みを避けるなど、基本的な感染予防対策に努めてください。特に外出先から戻ったときなどには、石けんを使った手洗いを励行するとともに、必要に応じエタノール系消毒液なども併用してください。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

これまでに在スウェーデン大使館から発出した新型コロナウイルスに関する領事メールは当館 HP に掲載しています。本領事メール以外にも、各種留意事項についてご確認

ください。

●スウェーデン外務省（渡航制限）

<https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/>

●世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

●1177番（スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト）

<https://www.1177.se/sjukdomar--besvar/infektioner/ovanliga-infektioner/covid-19-coronavirus/>

●厚生労働省

○新型コロナウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○LINE公式アカウントQRコードページ

<https://lin.ee/qZZIxWA>

●法務省：新型コロナウイルス関係

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●外務省：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

（日本への入国に係る検疫措置に関する問い合わせ）

+81-(0)3-3595-2176（日本語，英語，中国語，韓国語に対応）

（その他の問い合わせ先）

○在スウェーデン日本国大使館

TEL：+46-(0)8-5793-5300（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

FAX：+46-(0)8-661-8820

H P：http://www.se.emb-japan.go.jp/